

I 序 章

1 調査の経過と概要

調査地は、平城京左京三条一坊十四坪の東北部にあたり、現在は、奈良市街をそれぞれ東西と南北に貫く幹線道路である国道368号線（大宮通り）と国道24号線が交叉する地の南西に接する交通至便の地にあたる。加えて、市役所が移転してきて以降、周辺においては、大規模店舗をはじめとする各種の店舗・事務所ビルなどが建設され、急激に都市化が進んできた一画である。本書にその成果の一部をとりあげた第46次調査は、調査地の西方、同じ十四坪の西辺において、1967年12月から1968年4月にかけて、（株）NTT、当時は日本電信電話公社の社屋新設にともない実施したものであるが、当時の写真を見れば、大宮通りをはじめとする周辺の変貌ぶりは、一目瞭然である。

今回の調査地は、かつて工場が操業していたのであるが、（株）トーヨーにより、その跡地（敷地面積1,549㎡）に鉄筋6階建ての賃貸住宅（建築面積683㎡）の建設が計画された。発掘届に基づき、奈良県・奈良市・奈良国立文化財研究所で協議の結果、奈良県教育委員会の依頼により、奈良国立文化財研究所が調査を実施することとなった。

4月4日に、関係者の立会いのもとに、建設予定地にはぼ重なる形で東西12.5m、南北46.5mの調査区を設定し、直ちに重機による盛土・旧耕土・床土の除去を開始した。なお、重機による排土の処理については、敷地内に余地がないことと工事施工の関係もあって場外へ搬出した。また、重機排土の過程で、調査区東辺に沿って、かつての工場の基礎が約9m間隔で南北に並び、遺構面下60～70cm前後に及んでいることが明らかになり、その部分については、一部を重機で掘削することにした。6日早朝に残土処理を終えた後、設営・器材搬入、その後、作業員による本格的な発掘調査に取りかかった。天候にも比較的恵まれ、大型連休の前に遺構検出作業、地上写真撮影を終えることができた。その後、平面実測図・土層図を作成するとともに、発掘区南端で検出した柱掘形の性格、および、発掘区東辺の状況を明らかにするために、発掘区の南端と東辺の一部を拡張した。拡張区の写真撮影後、平面実測図を作成し、5月23日に調査を終了した。

調査は坪の東北部であったが、底付の掘立柱建物、掘立柱塀などを検出し、4時期にわたる遺構変遷が明らかになるとともに、胞衣壺を納めた土器埋納坑を検出するなどの成果をあげることができた。なお、調査経過の概要はTab.1を参照されたい。

Tab.1 調査経過の概要

4月4日	発掘区設定。重機による排土開始。	5月10日	土層図の作成（5月17日まで）。
4月6日	発掘現場設営・器材搬入。 遺構検出作業開始。	5月12日	南端及び東辺の発掘区拡張。
4月7日	乾元大甕出土。	5月13日	拡張区の遺構検出作業開始。
4月13日	遺構の掘り下げ開始。	5月17日	東拡張区の地上写真撮影。
4月14日	SB5630柱抜き取り穴から土師器出土。	5月18日	南拡張区の地上写真撮影。
4月26日	地上写真撮影。		拡張区の平面実測（5月19日まで）。
4月27日	平面実測（5月6日まで）。	5月20日	SK5645の掘り下げ。 SX5670から胞衣壺出土。
5月9日	柱穴の断ち割り開始。 SB5632東妻で柱根と礎板を確認。	5月23日	器材撤収。

2 遺跡の環境

調査地の所在する平城京左京三条一坊は、北を二条大路、西を朱雀大路、東を小子門から南に延びる東一坊大路、南を三条大路によって囲まれた地域である。政治の中枢として機能した東区大極殿・朝堂院地区の南面の門である壬生門の前面に広がり、同門から南に延びる東一坊坊間大路が坊の中央を南下する。位置的には平城宮南面の一等地といってよい。東側の左京三条二坊は、一坪以上を占める貴族の邸宅の所在地として知られており、三坪、四坪、六坪(宮跡庭園)、九坪、十五坪は一坪ないしそれ以上の占地の宅地と考えられており、また一・二・七・八坪は奈良時代前半には左大臣長屋王と妻吉備内親王の邸宅「北宮」として、四坪を占める広大な邸宅が営まれていたことが明らかになっている^①。これに対し三条一坊は、位置関係でいえば平城宮とより密接な関係にあり、大規模な邸宅が所在しても不思議のない環境にある。今回の調査地のある十四坪は三条一坊東辺の北から三つめの坪で、東一坊大路を挟んで三条二坊に向かい合い、北東斜向かいには「北宮」が位置する。今回の第249次調査地は十四坪の北東隅にあたる。

一方、平城京左京三条一坊に関する文献史料はきわめて乏しく、天平勝宝八歳(756)8月22日付「東大寺三綱牒」(いわゆる東大寺奴婢帳。『大日本古文書』家わけ第18、東大寺文書之7、p.56。『同』編年文書巻4、pp.181~182)に二人の戸主大初位下阿刀宿祢田主、山辺少孝子がみえ、天平勝宝七歳10月25日の恩勅により放賤従良された鮑女、針間女を、それぞれ阿刀鮑女、山辺針間女として付貫されているのを知るのみである。従って、この地域の性格の解明には、発掘調査の成果の集積が何よりも必要となる。

左京三条一坊の故地は、1960年代前半までは北部中央に所在する北新の集落と、その西側の北新大池・小池を除くとほとんどが水田として利用されていた。同じ左京三条でも東隣の三条二坊やそれ以東に比べるとまだいくらか開発を免れており、現在でも水田が残されている。しかし、通称大宮通りの拡幅と奈良市役所の移転以後、急速に開発の波が押し寄せてきており、開発に伴う緊急調査の事例も増加している。



Fig. 1 左京三条一坊付近空中写真(左:1962年 右:1994年)

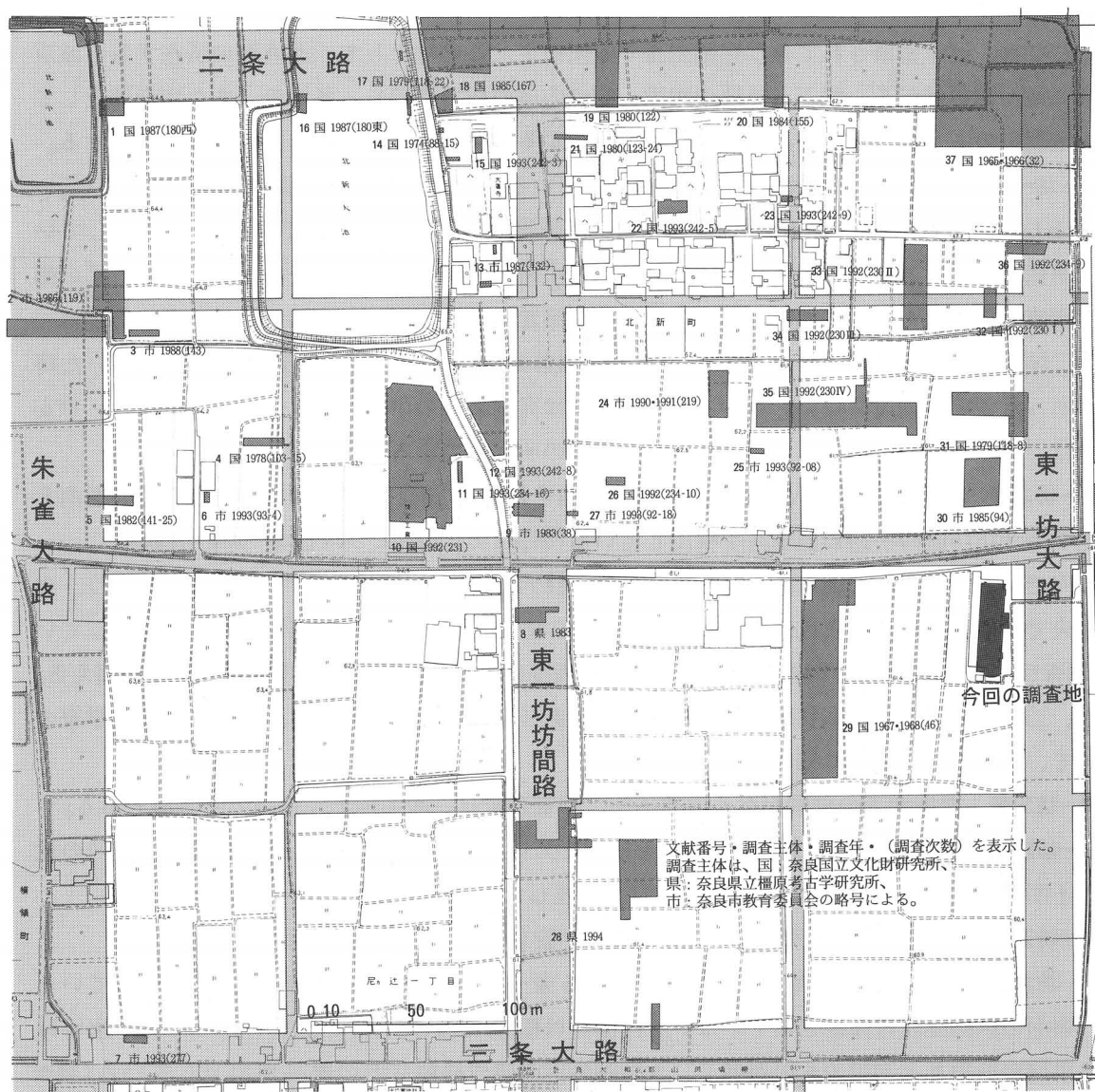


Fig. 2 左京三条一坊の発掘調査位置

文 献 (番号は図中の番号に対応)

- | | |
|---|-----------------------|
| 1 奈良国立文化財研究所『昭和61年度平城宮跡発掘調査部発掘調査概報』(以下、『平城概報』と略称) | 17『昭和54年度平城概報』 |
| 2 奈良市教育委員会『昭和61年度奈良市埋蔵文化財調査概要報告書』(以下、『市概要』と略称) | 18『昭和60年度平城概報』 |
| 3『昭和62年度市概要』 | 19『昭和55年度平城概報』 |
| 4『昭和52年度平城概報』 | 20『昭和59年度平城概報』 |
| 5 奈良国立文化財研究所『平城京朱雀大路発掘調査報告 1982』 | 21『昭和55年度平城概報』 |
| 6・7『平成5年度市概要』 | 22・23『1993年度平城概報』 |
| 8 奈良県立橿原考古学研究所「平城京東一坊坊間路発掘調査概報」(『奈良県遺跡調査概報 1983年度(第一分冊)』) | 24『平成2年度市概要』 |
| 9 奈良市教育委員会『奈良市埋蔵文化財調査報告書 昭和58年度』 | 25『平成4年度市概要』 |
| 10 奈良国立文化財研究所『平城京左京三条一坊七坪発掘調査報告』 | 26『1992年度平城概報』 |
| 11『1992年度平城概報』 | 27『平成4年度市概要』 |
| 12『1993年度平城概報』 | 28 未報告 |
| 13『昭和62年度市概要』 | 29『奈良国立文化財研究所年報 1968』 |
| 14 未報告 | (以下、『奈文研年報』と略称) |
| 15『1993年度平城概報』 | 30『昭和60年度市概要』 |
| 16『昭和61年度平城概報』 | 31『昭和54年度平城概報』 |
| | 32~35『1992年度平城概報』 |
| | 36『1992年度平城概報』 |
| | 37『奈文研年報 1966』 |

ここでは、近年蓄積されてきた発掘調査の成果を主たる素材として、調査地の所在する平城京左京三条一坊の状況を、坪ごとに坪の四周、坪の内部の順で概観し、各坪の、また坊全体としての土地利用のあり方を考えてみたい。なお、紹介する遺構は奈良時代のものに限ることとする。

三条一坊一坪 北側では二条大路南側溝を検出しているが、北面の区画施設は確認されていない(調査1)。西側では朱雀大路東側溝(調査1・2)と西面築地の添柱穴、足場穴(調査2)を確認している。南側では二坪との間を東西に走る三条条間北小路とその南北両側溝を検出している。この側溝は西流して朱雀大路東側溝に合流するが、西面築地を暗渠で抜けた痕跡はなく、西面築地は一坪と二坪の間で途切れていたと考えられている(調査2)。一坪と二坪が別個に利用されていた時期があったことは間違いない。なお、坪内の状況は発掘調査の事例がなくわかっていない。平安京では、左京三条一坊一・二・七・八坪は大学寮の所在地である。

三条一坊二坪 西側では朱雀大路東側溝と西面築地を確認し(調査5)、東側では七坪との間を南北に走る東一坊坊間西小路の西側溝を検出している(調査4)。北側については一坪の項参照。

坪内では、西辺北部で礎石据え付け痕跡2基と柱穴(調査3)、西辺南部で土坑群(調査5)、東辺中央で小規模ながら柱穴数基(調査4)を検出しており、南部でも奈良時代の柱穴を確認している(調査6)。周辺部のみの調査ではあるが、ある程度まとまりをもった土地利用の状況が窺える。また、二坪と七坪が別個に利用されていた時期があったことも確実である。平安京では大学寮の一郭で、その南西隅の坪に相当する。

三条一坊三坪 発掘調査の事例がなく実態不明。平安京では一町占地で左京職の所在地である。

三条一坊四坪 坪南西隅で自然流路と杭列を検出しているが、区画施設などは未確認、坪内の状況も不明である(調査7)。平安京では奨学院が所在した。

三条一坊五坪 発掘調査の事例がなく実態不明。平安京では勸学院の所在地である。

三条一坊六坪 東側では十一坪との間を南北に通る東一坊坊間大路とその西側溝を検出しているが、東面の区画施設は確認されていない。西側溝は幅3.8m深さ0.8mで、出土瓦には天平末年以降の平城宮所用瓦と同範のものが多く、大型圈脚円面硯や緑釉などの優品が出土している(調査8)。坪内の利用状況は不明であるが、遺物からみて平城宮に関連したある程度格式の高い施設が置かれた可能性がある。平安京では弘文院の所在地である。

三条一坊七坪 東側では十坪との間を南北に通る東一坊坊間大路とその西側溝、及び東面築地の添柱穴を検出している。西側溝は幅6m深さ1.4mと大規模である(調査9)。

坪内でも3次にわたる調査が行なわれており、利用状況が判明している。坪の中央部分を調査した奈文研第231次調査(調査10)では、工場用地として利用されていた時期の破壊が著しかったものの、掘立柱建物13棟、土器廃棄のための土坑6基、井戸5基、道路2条、掘立柱塀1条などを検出した。遺構密度は薄く、また建て替えも少ない。時期的には奈良時代の前半の建物は1棟のみで、他は奈良時代後半の2つの時期に分けられる。2時期とも正殿と脇殿からなる官衙的な建物構成をとる。一方、坪南辺には小規模な建物が配され、「厨」と記された墨書土器が出土したことなども併せて厨の空間と考えられている。調査区西辺には南北に延びる坪内道路があり、坪内を道路によって区画した利用状況が窺われる。初めの時期の正殿SB5758の前面で行なわれた奈文研第234-16次調査(調査11)では、この正殿の前面には建物がなく、広場として機能していたことが確認されている。

一方、坪東辺の奈文研第242-8次調査(調査12)では、掘立柱建物5棟、掘立柱塀4条、井戸1基などが確認されている。建物の密度は薄くまた規模も小規模で、雑舎群と考えられる。時期的にも奈良時代後半を主体とし、調査10と共通した状況を呈している。また、調査10で一部を検出した正殿SB5758は、調査12の範囲までは延びないことが確認され、その規模が5間×3間であることが判明した。なお、調査10の「厨」「米」「飯」「加」「田」など、調査12の「在」「本」「山田」など、墨書土器の出土が多いのも七坪の特徴の一つである。

このように3次にわたる発掘調査によって明らかになった状況からみると、七坪は平城宮南面の一等地であるにもかかわらず、上級貴族の邸宅とは見なしがたく、中・下級貴族の邸宅または宮外官衙と考えられる。平安京では左京三条一坊一・二・七・八坪は大学寮の所在地であり、調査10の報告書では、直接的な証拠はないものの、「大学寮図」によって知られる建物配置との類似や文献、及び木簡などの出土文字資料から、平城京においても左京三条一坊七坪が大学寮の一郭であった蓋然性が高いと結論付けている。

三条一坊八坪 九坪とともに壬生門の正面に位置する坪である。北側では、二条大路南側溝を3カ所で確認しており(調査16~18)、このうち1カ所では北面築地を検出している(調査18)。

一方、坪内では北部(調査14・15)と南東部(調査13)で小規模な調査が計3回行なわれている。このうち調査13南区では柱穴を検出している。また、調査14北区では柱穴1基を、また調査15では塀もしくは建物の柱穴列を確認している。なお、調査18では、従来羅城門地域で出土が目立っていた軒平瓦6711Aがまとまって出土しているが、この瓦は七坪でも出土しており(調査10)、両坪の関係を考える上で注目される。この坪も平安京においては大学寮の一郭である。

三条一坊九坪 北側では二条大路南側溝を2カ所で検出している(調査19・20)。このうち調査20では北面築地の寄柱痕跡を確認している。西側では八坪との間の東一坊坊間大路位置が調査されているが、遺構は確認されていない(調査21)。東側では東隣の十六坪との間の東一坊坊間東小路の西側溝を検出している(調査23)。

坪内では坪の東西中軸線にかかる中央部で小規模な調査が実施されている(調査22)が、小規模な建物と自然流路などを検出したのみである。なお、平安京では左京三条一坊九~十六の八坪には、神泉苑^②が所在したが、後述のように十坪と十五坪、十四坪と十五坪が一体として利用されていた形跡はなく、また性格的にも十二坪、十四坪は貴族の邸宅の敷地と考えられているので、ここに八坪占地の苑池を伴う施設が存在した可能性はない。

三条一坊十坪 東側では、東隣の十五坪との間を南北に走る東一坊坊間東小路を東西両側溝とともに検出している(調査34・35)。東面築地も確認されており、これには掘立柱の棟門がとりつく(調査35)。従って、十坪と十五坪とは別個に利用されていたことが判明する。

坪内では5次にわたる調査が行なわれている。まず坪中央部では、掘立柱建物6棟、柱列1条などを検出しており、4時期の重複がある(調査24)。その東の坪東端で検出された井戸の抜取穴からは5点の木簡が出土している^③(調査35)。このうち1点には、「□枝宅車二両」とある。「宅」の表記からみて個人の邸宅に関わる木簡であることは確実で、十坪の性格を考える上で重要な資料となるが、□枝宅が十坪に置かれた施設を指すのか、またこの施設と木簡のやりとりを行なった施設を指すのかは定かでなく、後述のようにこの資料により宅地と断定するのは問題が残る。次に、この調査区の南側の調査でも奈良時代の土坑・溝などを検出している(調査25)。坪南西部

では、奈良時代の蛇行する自然流路と井戸を検出したが、この井戸から庭園を意味する「西嶋」「嶋」と記された削屑が出土した⁽⁴⁾のが注目される(調査26)。さらに坪南西隅でも柱穴を確認している(調査27)。

三条一坊十一坪 坪内の北西隅における小規模な未報告調査事例があるだけで、坪内の実態や性格は明らかでない。

三条一坊十二坪 西側の東一坊坊間大路から坪の西1/3にかけて調査されている(調査28)。まず西側で東一坊坊間大路とその東西両側溝を検出している。路面幅は80尺に近い。西側溝は幅7 m深さ2 mの大規模なもので、馬の骨が大量に出土し、横櫛・斎串・土馬など祭祀遺物も目立つ。東側溝は規模が小さい。一方南側では三条大路北側溝を検出した。坪内は通常の京内の宅地と同様の状況を呈し、5時期の変遷がある。当初は1坪以上の占地であったが、3時期め以降分割され、奈良末にかけてさらに細分化が進む。

三条一坊十三坪 発掘調査の事例がなく実態は不明。

三条一坊十四坪 今回の調査地の位置する坪である。1967・1968年に坪西辺で実施された奈文研第46次調査(調査29)によって利用状況の一部が判明している。この調査については、これまで『奈良国立文化財研究所年報 1968』で概略が紹介されているだけであるので、ここでは主として同調査終了報告に基づいて成果を記述する。なお、詳細は本書V-2を参照されたい。

第46次調査で検出した遺構は、掘立柱建物24棟、坪西面の築地塀と、これに取り付く掘立柱の棟門1棟、塀5条、池などである。調査区西よりで東一坊坊間東小路SF400の東端と、同東側溝SD385(幅1.5m)、及び十四坪西面の築地塀SA201(基壇幅約2 m)を検出した。これには坪の南端から3/10の位置付近に掘立柱の棟門SB250が開く。棟門の北寄りには東西暗渠が設けられている。



Fig. 3 第46次発掘調査北半調査風景(北から)

坪の内部は小さな庭と小規模な掘立柱建物からなる南部分、倉の並ぶ中央部分、掘立柱建物が集中する北部分に分けられる。遺構は中央部分とその周囲を除くと大変密であり、最低3時期の重複がある。坪西辺の南部分には西よりに小石をまばらに配置した中島とそれを囲む池があり、なお南の未発掘地域に延びている。この池をとりまいて小規模の掘立柱建物8棟が建て替えられている。建物は東西棟のものが多く、南部分と中央部分との境には東西方向の塀が2度にわたり設けられている。

坪西辺中央部分には3間×3間の同規模の掘立柱の倉庫2棟SB260・SB280が南北10m離れて並ぶ。直径55cmの柱根が残るものがあり、相当大規模な倉庫であったとみられる。

坪西辺の北部分には、掘立柱建物14棟が建て替えられている。南よりは南北棟建物、北よりは東西棟建物が多い。東西両面庇付き建物もあり、建物規模は南部分より大きなものが多く、南部分とは異なる性格をもつものと考えられる。

このような遺構配置からみて、十四坪は1坪またはそれ以上の占地の宅地で、その内部をいくつかの空間に分けて使用していたとみられる。宅地の規模については、調査区南端で検出した池はその北端でありさらに南に延びると考えられること、築地塀に開く棟門が十四坪西辺中央の位置ではなく南3/10付近であることなどから、十三坪との間には小路がなく2坪一体の占地であった可能性がある。今回の第249次調査の成果も、1坪以上の宅地の一部としてふさわしい。

三条一坊十五坪 今回の調査地の北に位置する坪である。西側では、西隣の十坪との間の東一坊坊間東小路を東西両側溝とともに2カ所で検出しており(調査34・35)、また西面築地も2カ所で検出している(調査34・35)。一方東側では、左京三条二坊との間を限る東一坊大路の西側溝を検出しており、丹波国の荷札や千字文の習書を含む木簡18点が出土している⁽⁵⁾(調査31)。これに対し北側では、北隣の十六坪との間に三条条間北小路が存在せず、十五・十六両坪が奈良時代を通じて一体として利用されていたことが判明した(調査32~34)。両坪の間には東西中軸線上に礎石建ちの1間の門が開く築地塀があり、これによって南北2つの区画に分けられていた(調査33)。この築地塀の西端は西面築地に取り付いており、西面築地は十五・十六坪の西側で途切れずに続いている(調査34)。

坪内の状況は5カ所の発掘調査によって確認されている。坪の中心部では、桁行7間梁間4間の主殿、桁行7間梁間2間の前殿、桁行7間梁間不明の後殿という三棟の大型東西棟建物を南北に並べて配し、その左右に桁行3間梁間2間の南北棟建物を対称に置くという平城京内のみならず平城宮内でもこれまでに例をみない建物配置が、掘立柱建物から礎石建物への建て替えを経て奈良時代を通じて続くことが明らかになっている(調査35)。坪の中央北辺でも掘立柱塀2条(調査33)、坪の北西隅でも南北棟掘立柱建物を検出している(調査34)。一方、坪の南東部でも比較的規模の大きな掘立柱建物3棟、井戸2基などを検出している(調査30)。また、その北側でも東西両面庇付き南北棟建物を含む掘立柱建物3棟などを検出している(調査31)。

三条一坊十六坪 十五坪の項で述べたように、この坪は奈良時代を通じて十五坪と一体として利用されていた。北東隅で二条大路南側溝と北面築地、東面築地と東一坊大路西側溝を検出している。北面築地南雨落溝から東面築地を抜けて東一坊大路西側溝を結ぶ暗渠も検出されており、また東一坊大路西側溝からは木簡も出土している⁽⁶⁾(調査37)。東一坊大路西側溝は坪南東部でも検出しており、ここでも木簡が出土している⁽⁷⁾が、坪の閉塞施設は西雨落溝を確認したにとどまっ

ている(調査36)。

坪内の状況は、2カ所で明らかになっている。坪南部中央には桁行9間梁間4間の四面庇付きという極めて格式の高い建物が建てられており、その東側には内法一辺1.8mの蒸籠組みという平城京内最大規模の立派な井戸が設けられていた(調査33)。この井戸からは、神亀五年に設置された内匠寮の名が記された木簡の断片が出土している⁽⁸⁾。なお、坪北東隅部分でも掘立柱建物、塀、井戸などを検出している(調査37)。

このように、十六坪も十五坪と同様に遺構の状況からみて個人の宅地とは考えにくく、宮外官衙の可能性が高い。十五・十六坪の瓦には宮内の塼積基壇官衙(太政官説もある)と同一型式の軒瓦が全体の四分の一を占めること、塼が多数出土していること、官衙名の書かれた木簡が出土していることなど、遺物の特徴からもこの推定は裏付けられよう。ただその場合、大学寮の一郭と推定した七坪の状況とは明らかに異なり、宮内にも匹敵する極めて格式の高い空間を構成していることをどう理解するかが問題となろう。周知のように、平安京ではここは神泉苑の一郭であり、長岡京を経て平安京における神泉苑に継承されていくような離宮的な機能を持った空間が十五・十六坪に置かれていたと考えることもあながち荒唐無稽とはいえないであろう。

以上、平城京左京三条一坊の状況について、発掘調査の成果を主たる素材として坪ごとに概観してきた。ここで坊全体の性格を含めてもう一度整理しておくこととしたい。

まず、坪の性格がある程度推定できるのは、七、十二、十四、十五、十六の5つの坪である。七坪は、少なくとも一般の宅地とは考えられず、大学寮の一郭である可能性がある。平安京との対比で言えば、北側の八坪も大学寮の一郭ということになる。一坪と二坪、二坪と七坪とは、それぞれ別個に利用されていた時期があるのは間違いないが、大学寮の整備に伴って奈良時代後半以降これらの4坪が一体として利用されるようになったとも考えられよう。十二坪も当初は1坪以上の占地の宅地と推定され、十一坪と一体で使用された可能性もある。

今回の調査地を含む十四坪は、1坪占地の宅地と推定できる。西隣の十一坪、北隣の十五坪とは別個であることが確実であるが、南隣の十三坪とは一体の可能性があり、最大2坪の占地も考えられる。

北東隅の十五、十六坪は奈良時代を通じて2坪占地の敷地として一体として利用されていた。一般の宅地とも、また単なる官衙ともみなしがたい非常に格式の高い建物配置をとる。内匠寮のような内廷官衙を示す文字資料の出土は、離宮的機能をもつ施設の存在を推測する一つの根拠となり得よう。

このように、左京三条一坊で確認される占地は最大で2坪であるが、十一・十二坪、十三・十四坪も一体の可能性があり、東半の8つの坪は九・十坪も含めて南北2坪ずつの4つの区画として利用されていた可能性がある。東側の左京三条二坊の「北宮」のような4坪占地の敷地こそ確認できないものの、平城宮前面にふさわしい宅地割りといってよい。西半については坪内の調査事例が少ないので実態は明らかではないが、七・八坪が2坪占地の大学寮と推定されることや東半の状況からみて、少なくとも1坪以上の占地の敷地として利用されていたとみて大過あるまい。ただ、十二坪の調査28の成果からも明らかなように、奈良時代後半になると、三条一坊にも1坪を細分した宅地が現れるようになる。この点は、左京三条一坊に本貫を置きここに居住した可能性のある下級官人がいたという、文献から知られる事実と符合するといっていよいであろう。

ここでもう一つ注目できるのは、全体として規格性のある大きな占地の敷地利用が行なわれている中で、平城宮に面した側とそうでない側とで敷地の性格が二分されていることである。すなわち、二条大路を挟んで平城宮に面する北側や朱雀大路に面した西側には、基本的には官衙などの公的施設が置かれていたようである。これは宮前面という位置を配慮した上で、宮の機能を補完する地域として位置付けられたからであろう。その意味では個人の邸宅の所在地の可能性が高い左京三条二坊とは性格を異にする。こうした観点からみると、個人の邸宅を示す「宅」の表記のある木簡が出土している十坪、及びその北側の九坪の性格についても、なお慎重な検討が必要であろう。位置的にも実質的には平城宮の正門として機能した壬生門の正面にあたり、二条大路及び大路に準ずる機能を果たした東一坊坊間路に面する坪である。今後の調査成果に期待したい。

左京三条一坊の性格を考える上でもう一つ忘れてならない事実には、坊の中央に東一坊坊間大路が貫通することが挙げられる。その路面幅は80尺弱で、延喜左右京職式から知られる平安京の場合の10丈よりは狭いことが判明したが、それでも東西に分割される点に変わりはない。大路の存在が土地利用のあり方にいかなる影響を及ぼしてしているのか、東一坊坊間大路と朱雀大路とに挟まれた西半、特にこれまで未解明の点が多い三～六坪の調査成果に注目していく必要がある。

このように、左京三条一坊は、京内の一等地でありかつ宮の機能を補完する役割を果たすべき地域として位置付けられた場所であり、位置的にも性格的にもいわば平城宮と平城京の接点であったといつてよい。これは当然右京三条一坊においても同様であろう。平城宮前面の左京・右京の三条一坊は、平城京の実態のみならず平城宮そのものの解明にも欠くことのできない重要な地域であるとの認識を新たにすることが必要である。宮に準じた扱いが特に望まれる所以である⁽⁹⁾。

- (1) 平城京左京三条二坊の調査成果の一つひとつについてはここでは言及しない。さしあたり、奈良国立文化財研究所『平城京左京二条二坊・三条二坊－長屋王邸・藤原麻呂邸－発掘調査報告』奈良国立文化財研究所学報第54冊、近刊予定、第Ⅱ章第2節A「位置と環境」の項を参照されたい。
- (2) 神泉苑及びその復原については、太田静六「神泉苑の研究」(太田静六『寝殿造の研究』1987年、第2章第2節。初出の「神泉苑考」『建築学会論文集』4、1937年、を全面補訂したもの)参照。
- (3) 奈良国立文化財研究所『平城宮発掘調査出土木簡概報』27、1993年、p. 4。
- (4) 奈良国立文化財研究所『平城宮発掘調査出土木簡概報』27、1993年、p. 4。
- (5) 奈良国立文化財研究所『平城宮発掘調査出土木簡概報』13、1980年、p.10。
- (6) 奈良国立文化財研究所『平城宮木簡』3、1981年、3259～3467号。東一坊大路西側溝 SD3935は、宮東面外濠を兼ねる SD4951の南延長上にあたり、『平城宮木簡』3では第32次調査で同溝から出土した木簡を、平城宮東面から二条大路上、さらに十六坪東辺まで SD4951出土木簡として一括して扱っている。出土位置は、『平城宮発掘調査出土木簡概報』4、1967年、pp. 6～7 所掲の地区名と、『平城宮木簡』3 解説 p.39の出土状況図を対照させる必要がある。
- (7) 奈良国立文化財研究所『平城宮発掘調査出土木簡概報』27、1993年、p. 4。
- (8) 奈良国立文化財研究所『平城宮発掘調査出土木簡概報』27、1993年、p. 4。
- (9) 調査成果の収集、及び未公表成果の本稿における記載にあたっては、奈良市教育委員会埋蔵文化財調査センター篠原豊一氏、奈良県立橿原考古学研究所の楠元哲夫氏のご高配を得た。記して感謝の意を表する。